



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
(青少年・子ども家庭課) 1

告 示

- 沖縄県療育手帳制度規程の一部を改正する告示(障害福祉課) 2
- 漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定(漁港漁場課) 3
- 沖縄県漁港管理条例に基づく使用許可を要する甲種漁港施設の指定(漁港漁場課) 4
- 道路の区域の変更(道路管理課) 4
- 都市計画事業の変更の認可(下水道課) 4

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・2件(建築指導課) 5

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程 5
- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程 6
- 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令 6

公安委員会事項

- 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則 7

人事委員会事項

- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則 10
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 11

規 則

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに交付する。

令和4年3月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第7号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「児童福祉事業」を「相談援助業務(同法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同条第2号中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第12条第1号中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同条第2号中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第20条第1号中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同条第2号中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第29条第1号中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」

に改め、同条第2号中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第32条第1号中「児童福祉事業」を「相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）」に改め、同条第2号中「社会福祉に関する事業」を「相談援助業務」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第9条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に乳児院の長となる者について、改正後の規則第12条の規定は、施行日以後に母子生活支援施設の長となる者について、改正後の規則第20条の規定は、施行日以後に児童養護施設の長となる者について、改正後の規則第29条の規定は、施行日以後に児童心理治療施設の長となる者について、改正後の規則第32条の規定は、施行日以後に児童自立支援施設の長となる者について、それぞれ適用し、この規則の施行の際現に乳児院の長、母子生活支援施設の長、児童養護施設の長、児童心理治療施設の長又は児童自立支援施設の長である者については、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第74号

沖縄県療育手帳制度規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県療育手帳制度規程の一部を改正する告示

沖縄県療育手帳制度規程（昭和49年沖縄県告示第462号）の一部を次のように改正する。

第1号様式の2別冊第十面中「石垣市美崎町14」を「石垣市字真栄里672」に改める。

第2号様式中

本人	ふりがな 氏 名	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	性別
	ふりがな 住 所			
保護者	ふりがな 氏 名	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	続柄
	ふりがな 住 所			

を

本人	ふりがな 氏 名	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	性別
	ふりがな 住 所			
	個人番号			
保護者	ふりがな 氏 名	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	続柄
	ふりがな 住 所			

に改め

る。

第3号様式中

本人	ふりがな	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	性別	男・女
	氏 名				
	住 所				

を

本人	ふりがな		生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	性別	男・女
	氏名					
	住所		電話番号			
	個人番号					

に、

判定年月日	総合判定	合併障害	判定機関

を

判定年月日	総合判定	合併障害	次の判定年月	判定機関

に改める。

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この告示の施行前に改正前の沖縄県療育手帳制度規程の規定により交付された療育手帳は、改正後の沖縄県療育手帳制度規程の規定により交付された療育手帳とみなす。

沖縄県告示第75号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第39条第5項各号列記以外の部分の規定により同項第2号の規定に関する漁港管理者が指定する漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域及び同号の規定により漁港管理者が指定する物件を次のとおり指定し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

漁港名	法第39条第5項第2号の規定に関する漁港管理者が指定する漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域	法第39条第5項第2号の規定により漁港管理者が指定する物件
佐良浜漁港	佐良浜漁港区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部漁港漁場課及び宮古農林水産振興センターにおいて縦覧に供する。）	1 船舶 2 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項から第4項までに規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに同条第8項に規定する使用済自動車並びにこれらの部品 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物

沖縄県告示第76号

沖縄県漁港管理条例（昭和50年沖縄県条例第33号）第11条第1項第1号の規定により、佐良浜漁港の甲種漁港施設のうち、用地護岸（3）、-3.5m岸壁（1）（特）、-3.5m岸壁（2）（特）、-2.5m物揚場（2）及びE-3漁船保管施設用地の一部を同号に規定する知事が指定する施設として指定する。

なお、指定する施設の図面は、沖縄県農林水産部漁港漁場課及び宮古農林水産振興センターに据え置き、縦覧に供する。

令和4年3月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和4年3月18日から同月31日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 沖縄嘉手納線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	沖縄市知花二丁目1369番1から 沖縄市松本六丁目2779番5まで	29.8m ～ 47.1m	487.2m
新	沖縄市知花二丁目1369番1から 沖縄市松本六丁目2779番5まで	30.4m ～ 47.1m	496.4m
	沖縄市知花二丁目1369番1から 沖縄市美里六丁目2637番1まで	16.2m ～ 75.2m	987.2m

沖縄県告示第78号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第1079号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 中城村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 中城村公共下水道

- 3 事業施行期間 平成8年12月10日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 平成8年沖縄県告示1079号、平成11年沖縄県告示第664号、平成16年沖縄県告示第223号及び平成22年沖縄県告示第160号の事業地のうち中城村字当間佐久川原及び字安里下原において事業地を変更する。
- 5 変更の内容 事業地の変更

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年3月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年1月12日 沖縄県指令土第16号、令和3年9月9日 沖縄県指令土第623号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字摩文仁ハンタ原510番1及び513番2の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字摩文仁506番地 伊保善堅
- 5 検査済証番号 令和4年2月22日 第4780号
- 6 工事完了年月日 令和4年1月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年3月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年4月28日 沖縄県指令土第352号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字登又屋宜後原91番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北谷町字桑江614番地1 2階 與那覇絵美、北谷町字桑江614番地1 2階 與那覇勝儀
- 5 検査済証番号 令和4年2月28日 第4782号
- 6 工事完了年月日 令和4年2月14日

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第2号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月18日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我 那 覇 仁

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

附則第8項を附則第10項とし、附則第7項を附則第9項とし、附則6項を附則第8項とし、附則第5項の次に次の2項を加える。

（看護職員等処遇改善手当）

- 6 病院（精和病院及び診療所を除く。）に所属する助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師若しくは看護補助員又は管理者がこれらに準ずると認める広域異動職員、地域異動職員若しくは病院事業任期付職員が看護等の業務に従事したときは、当分の間、特殊勤務手当として看護職員等処遇改善手当を支給する。
- 7 前項の看護職員等処遇改善手当の額は、勤務1月につき、2,400円（広域異動育児短時間勤務職員等及び地域異動育児短時間勤務職員等にあつては当該額に算出率を、広域異動再任用短時間勤務職員等及び地域異動再任用短時間勤務職員等にあつては当該額に勤務割合をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この規程は、令和4年3月18日から施行し、この規程による改正後の附則第6項及び第7項の規定は、令和4年2月1日から適用する。

沖縄県病院事業局管理規程第3号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月18日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程（令和3年沖縄県病院事業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この規程の施行の日前から引き続き」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和4年3月18日から施行し、改正後の沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程（以下「改正後の一部改正規程」という。）は、令和3年4月1日から適用する。
（医師手当の内払）
- 2 改正後の一部改正規程の規定を適用する場合には、改正前の沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程の規定に基づいて支給された医師手当は、改正後の一部改正規程の規定による医師手当の内払とみなす。

沖縄県病院事業局訓令第3号

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月18日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の次に次の1条を加える。

（看護職員等処遇改善手当）

- 第7条** 病院（精和病院及び診療所を除く。）に所属するフルタイム会計年度任用職員のうち、会計年度任用看護師、会計年度任用臨床検査技師、会計年度任用診療放射線技師若しくは会計年度任用看護補助員又は管理者がこれらに準ずると認めるフルタイム会計年度任用職員が看護等の業務に従事したときは、当分の間、特殊勤務手当として看護職員等処遇改善手当を支給する。
- 2 前項の看護職員等処遇改善手当の額は、勤務1月につき、2,400円とする。
- 3 第1項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「フル

タイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「特殊勤務手当」とあるのは「特殊勤務手当に相当する報酬」と、「看護職員等処遇改善手当」とあるのは「看護職員等処遇改善手当に相当する報酬」と読み替えるものとする。

4 パートタイム会計年度任用職員に対する看護職員等処遇改善手当に相当する報酬の額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定された額とする。

- (1) 月額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 第1項の規定の適用を受ける会計年度任用職員の看護職員等処遇改善手当の額に1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除したものを乗じて得た額
- (2) 日額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 第1項の規定の適用を受ける会計年度任用職員の看護職員等処遇改善手当の額を21で除して得た額
- (3) 時間額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 第1項の規定の適用を受ける会計年度任用職員の看護職員等処遇改善手当の額に12を乗じ、その額を38時間45分に52を乗じたものから38時間45分を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額

附 則

この訓令は、令和4年3月18日から施行し、この訓令による改正後の附則第7条の規定は、令和4年2月1日から適用する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第1号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月18日

沖縄県公安委員会

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年沖縄県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「銃砲刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書」を「銃砲刀剣類製造等廃止届出書」に改める。

第4条の見出し中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条中「銃砲等所持不許可通知書」を「所持不許可通知書」に改める。

第5条の見出し中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

第9条の見出し中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウの許可」に改め、同条中「銃砲等所持許可不更新通知書」を「所持許可不更新通知書」に改める。

第10条の見出し中「銃砲刀剣類等の」を削り、同条中「第11条第7項若しくは第8項」を「第11条第8項若しくは第9項」に、「銃砲刀剣類等の」を「銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の」に、「銃砲刀剣類等提出命令書」を「提出命令書」に改める。

第10条の2の見出し中「銃砲刀剣類等の」を削り、同条中「第11条第11項」を「第11条第12項」に、「銃砲刀剣類等」を「銃砲等若しくは刀剣類、拳銃部品又は準空気銃」に改め、「仮領置書」の次に「、施行規則第105条の銃砲刀剣類等一時保管書又は施行規則第113条の提出命令書」を加える。

第12条の見出し中「、射撃練習資格」を「若しくは射撃練習資格又はクロスボウ射撃資格」に改め、同条中「又は法第9条の10第2項」を「、法第9条の10第2項」に改め、「射撃練習を行う資格」の次に「又は法第9条の16第1項の規定によるクロスボウ射撃資格」を加え、「その認定」を「その認定」に、「、又は」を「又は」に、「若しくは法第9条の10第3項において準用する法第9条の5第3項」を「（法第9条の10第3項及び法第9条の16第2項において準用する場合を含む。）」に改める。

第15条の見出し中「銃砲の」を削り、同条中「銃砲の」を「銃砲等及び実包等の」に、「銃砲等保管計画書」を「銃砲等及び実包等保管計画書」に改める。

第18条の見出し中「猟銃等の保管等」を「保管業務」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第10条の8の2第2項において準用する法第9条の7第3項の規定によるクロスボウの保管の設備又は方法の改善の命令その他危害予防上必要な措置を執るべきことを命ずる場合は、クロスボウ保管業務改

善等命令書（別記様式第14号）を交付して行うものとする。

第19条中「別記様式第14号」を「別記様式第15号」に改める。

第20条中「別記様式第15号」を「別記様式第16号」に改める。

第21条第1項中「別記様式第16号」を「別記様式第17号」に改め、同条第2項中「別記様式第17号」を「別記様式第18号」に改める。

第22条の2を削る。

別記様式第1号中「銃砲刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書」を「銃砲刀剣類製造等廃止届出書」に、「、銃砲刀剣類」を「、銃砲等又は刀剣類」に改める。

別記様式第3号中「銃砲等所持不許可通知書」を「所持不許可通知書」に、「銃砲等所持許可申請」を「銃砲所持許可申請」

クロスボウ所持許可申請 に改め、同様式備考を次のように改める。

刀剣類所持許可申請 」

備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

「銃砲所持許可申請

別記様式第4号中「銃砲等所持許可申請」を クロスボウ所持許可申請 に、「、申請」を「申請」
刀剣類所持許可申請 」

に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第5号中「銃砲」を「銃砲等」に、「年令」を「年齢」に改める。

別記様式第5号の2中「申請の種別」を「申請」に、

猟銃等の種類	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> その他（
--------	---

散弾銃 空気銃 刀剣類)

種別	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 刀剣類 <input type="checkbox"/>
----	--

散弾銃 空気銃 クロスボウ
その他（

に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 1 印のある欄については、該当の内にレ印を付すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第6号中「銃砲等所持許可不更新通知書」を「所持許可不更新通知書」に、「銃砲等所持許可更新申請」を「 猟銃等所持許可更新申請
クロスボウ所持許可更新申請 」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第6号の2中「銃砲刀剣類等提出命令書」を「提出命令書」に改める。

別記様式第8号中 「射撃教習を受ける資格
射撃練習を行う資格 」を 「射撃教習を受ける資格
射撃練習を行う資格
クロスボウ射撃資格 」に改める。

別記様式第10号中

銃砲等保管計画書				
所持銃砲	ライフル銃	散弾銃	空気銃	銃
	丁	丁	丁	丁

銃砲等及び実包等保管計画書

所持銃砲等	ライフル銃	散弾銃	空気銃	クロスボウ	銃
	丁	丁	丁	本	丁

に、

銃砲の保管方法	銃砲等の保管方法
実包の保管方法	実包等の保管方法

を

に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第18号を削る。

別記様式第17号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同様式を別記様式第18号とする。

別記様式第16号を別記様式第17号とする。

別記様式第15号中「銃砲刀剣類の」を「銃砲等又は刀剣類の」に、「銃砲刀剣類等所持許可年少射撃資格の認定」を

銃砲
クロ
刀剣
年少

所持許可

スボウ所持許可 に改め、同様式備考を次のように改める。

類所持許可

射撃資格の認定

備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第15号を別記様式第16号とする。

別記様式第14号中「銃砲刀剣類の」を「銃砲等又は刀剣類の」に改め、同様式を別記様式第15号とする。

別記様式第13号の次に次の1様式を加える。

別記様式第14号（第18条関係）

沖縄県公安委員会達（生企）第 号
年 月 日

殿

沖縄県公安委員会 印

クロスボウ保管業務改善等命令書

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8の2第2項において準用する同法第9条の7第3項の規定により、
次のとおり 保管設備又は方法の改善 を命ずる。
危害予防止必要な措置を執るべきこと

保管業者	所在地	
	名称	
命令の内容		
命令を行う理由		

(教示事項)

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附 則

この規則は、令和4年3月18日から施行する。

人事委員会事項

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

沖縄県人事委員会
 委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第3号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成18年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
 別表愛知県等の項の次に次のように加える。

千葉県	千葉市	3級地
-----	-----	-----

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の地域手当に関する規則の規定は、令和4年1月27日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第4号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成29年沖縄県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）及び第4項（見出しを含む。）中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1